

ベネズエラにおける「地域住民委員会」の台頭(論考)

著者	林 和宏
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	24
号	2
ページ	28-38
発行年	2007-11-20
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00029317

ベネズエラにおける 「地域住民委員会」の台頭

社会主義化と市民社会への介入

林 和宏

はじめに

2007年12月初旬の国民投票における承認を目指して、憲法改正案がチャベス大統領の手により8月半ばに国会に提出され、その審議が進展しているが、大統領の無制限連続再選や私有財産権の廃止等が日々報じられるようになってきている。チャベス大統領は、これらの流言がオリガルキーと呼ばれる既得権益層の杞憂にすぎないと批判すると同時に、社会主義化を目指した今次憲法改正が目指すものは、地域住民委員会(los consejos comunales)に代表される「人民権力(Poder Popular)」の強化と、一部基礎行政サービス、「地方交付金」を同委員会に委譲することによる参加型民主主義の強化にあると主張している。

地域住民委員会の実験は、コミュニティ内で生起する諸問題に対する決定権限を住民に与え、それを遂行する資金を、地方自治体を經由することなく直接コミュニティに交付する、究極的な地方自治と政治参加の強化と行うことができる。しかし同時に、チャベス大統領が同委員会をはじめとする人民権力を「ブルジョア市民社会への代替案」と定義づけていることから理解できるように、1980年代以降、伝統政党の支配下に下った住民運動を奪還し、中央政府から直接統制していこうとする「官製」住民運動と見る向きもある。

産油国としてラテンアメリカ諸国の中でも急速な都市化を経験したベネズエラにおいては、社会運動が農民運動や先住民運動の色合いを強く帯びた他のアンデス諸国と異なり、都市中産階級を主体とする地域コミュニティの治安維持や私有財産の保護を目指した運動として出発しており、彼らは自身を社会運動というよりも「市民社会」と規定することを好んできた。特にここ数年のチャベス政権の急進化は、こうした住民運動との摩擦を生じさせており、「市民社会」は「反政府」として攻撃の対象とされている観が強い。

2007年に入ってから社会主義化の文脈で、チャベス大統領は、自身の所属する第五共和国運動党(Movimiento Quinta República : MVR)の解散と、統一与党であるベネズエラ統一社会党(Partido Socialista Unido de Venezuela : PSUV)の結党を呼びかけているが、その背景としては、大統領自身も言うように、選挙マシンである同党の貢献により、すでに各種国家権力掌握が可能となったことにある。政治社会から既存の伝統政党が駆逐され、弱体化した今日、チャベス政権の次の関心は市民社会のコントロールに向けられているようにも見える。究極の住民自治と社会統制の狭間で揺れ動く地域住民委員会の現状を社会主義移行期のベネズエラという文脈より考察の対象とする。



政権3期目の就任式のため国会に向かう途中、支持者に挨拶をするチャベス大統領（2007年1月10日、カラカス）(AP image)

I 「社会主義」制度化への動き

チャベス大統領が、進路としての社会主義に初めて言及したのは、2005年1月にブラジル・ポルトアレグレ市で開催された第5回世界社会フォーラムであると言われている。同大統領はそこで、教育、医療、電気・水道、その他の各種公共サービスの民営化により、貧困層をはじめとする多くの国民がその恩恵から排除されたと批判し、資本主義を資本主義自身によって乗り越えることは不可能で、平等と公正を伴った真の社会主義によってしか克服できない、とベネズエラにおける社会主義の追求を示唆している⁽¹⁾。大統領選挙での圧勝と併せて、高止まりする石油価格や、反政府

勢力の弱体化、内部分裂といった要因にも後押しされ、チャベス政権は、今年に入ってから社会主義的理想を具現化するような種々のツールの制度化を開始している。

1. 統一与党の結成

その代表的事例が、PSUVの結党である。1998年12月の大統領選挙に向けチャベス大統領は、MVRを興し、貧困層のみならず広範な中産階級や一部上流階級をも巻き込んで、経済悪化、汚職あるいは、行政サービスの非効率の責任者である政党を糾弾し、代表制民主主義への痛烈な批判を展開することにより当選した。以降、チャベス政権は年に数回にも及ぶ選挙を重ね、選挙マシーンと

してのMVRを駆使し、支持者を恒常的な動員態勢においてきた。しかし、社会主義体制移行にあたり、イデオロギー的に曖昧で、確固とした政治思想に欠けるMVRでは、社会主義革命政党としての役割を果たせないとの点が指摘されるようになる。

チャベス政権がすでに国家権力の掌握に成功し、政治社会を十全にコントロールすることが可能となったと自負していることが、今次統一与党結成の最大の前提ではあるが、ここ数年、反政府側メディアにとどまらず、チャベス支持派内部でも急速に使用されるようになった「チャベス無きチャベス主義(Chavismo sin Chávez)」という批判がその背後にあることも忘れてはならない。その含意するところは、チャベス大統領が唱道する「ポリアル革命」が、そのイデオロギー的整合性の欠如により、多様な解釈を招き入れ、それに起因する汚職や非効率も指摘されるようになってきているという点である。

2. 戦略部門の国営化

このほか、国家主権の回復、持続可能な内発的發展促進、地域への収益の還元、労働者の経営参加等といったコンセプトの下、電力(カラカス電力他)、電話・通信(CANTV)、観光(アピラ山、メリダのロープウエーとホテル)といった国家的戦略部門の「国有化」を、社会主義化の一貫として開始している。

また、エネルギー分野においても、外資系企業が中心に事業を進めてきたオリノコ地帯の超重質油開発において、政府の株式保有率を60%以上とする合弁企業に移行させる法律を制定している。石油部門は2002年12月の石油ストに際し、反政府側に占拠されたため、セキュリティの側面からもその掌握の重要性が指摘されていた。ただし、これらの「国有化」において、政府は妥当な範囲内

の価格での株式買い取りに合意している。また、外国企業の資本参加そのものを排除しているわけではないが、中南米諸国や戦略的同盟国である中国やイランといった国々からの投資を優先させていることは否定できない。

3. 憲法改正

統一与党結成と並んで、2007年に入って急速に進展するベネズエラ社会主義化を象徴するのが、年内にも国民投票が予定されている憲法改正である。8月15日に国会に提出された主な改正点は、(1)カラカス連邦区(Distrito Federal)復活、地方自治体組織の改組(第16条)、(2)地域住民委員会のような民衆組織の明文化による、参加型民主主義の促進(第70条)、(3)労働時間の短縮、余暇を教育や社会主義実現に資する総合的人的形成に利用。また、非正規雇用労働者にも有給休暇や年金制度を保証(第87、90条)、(4)公共、社会、混合、私有財産といった新たな所有概念の導入(第112、115条)、(5)既存の「五権」と併せて「人民権力」を導入(第136条)、(6)貧困者対策の社会プログラムである「社会ミッション」の明文化(第141条)、(7)地域住民委員会への地方自治体権限の一部委譲(第158条)、(8)地方交付金を、地方自治体のみならず地域住民委員会にも配分(第184条)、(9)(複数)副大統領職の設置(第225条)、(10)大統領職の再選に関し、「1回に限り」との文言を除去、任期の6年から7年への延長(第230条)、(11)中央銀行のあらゆる種類の自律性の廃止(第318、321条)、(12)国軍の名称変更、「愛国主義的」、「国民的」、「反帝国主義的」といった文言の追加(第328条)、となっており、現行の1999年憲法全350条の約1割に当たる33条がその対象となっている。

2007年初に結成された憲法改正大統領諮問委員会の秘密主義ゆえに、チャベス大統領の終身大統



首都カラカスの高層マンションと貧困層居住区（2006年12月8日，カラカス）(AP image)

領制を通じた独裁化，私有財産権の廃止とその没収，民間報道機関の排除による言論・報道の自由の排除といった「キューバ型共産主義化」の恐怖がマスコミを通じてヒステリックに報じられた。こうした噂に対して，チャベス大統領は，憲法改正，ひいては，ベネズエラの社会主義化の真の目的は，自身が権力の座に居座るためではなく，人民へのさらなる権力委譲を通じた参加型民主主義の強化であると主張した。事実，この度提出された改正案の33条中11条が，人民権力や地域住民委員会といった概念に言及していることは特筆に値する。その意味で，国民が国家にひれ伏す独裁政治とはほど遠い，国家こそが民衆の決断に従属していくような参加型民主主義の実験が，今次憲法改正により制度化されるとの自負がチャベス大統

領にはある。

Ⅱ 台頭する「人民権力」

1999年憲法成立以降のベネズエラには，一般に知られる国家三権である，司法，立法，行政と併せて，「選挙権力(Poder Electoral)」と「市民権力(Poder Ciudadano)」を加えた「五権」が存在している。前者は，各種選挙や国民投票のプロセス全般を管轄する全国選挙評議会(CNE)，後者は公共道徳，行政規則，あるいは国家財産の保護を目的とし，違反行為の予防，調査，制裁を行う，検察庁，会計検査院，護民官組織から成る。

チャベス大統領は，「地域住民委員会」に体现される「人民権力」をこれらに続く「第六権」とし

て新憲法に盛り込むとかねてから主張してきた。しかし、今次憲法改正案第136条は、「公権力には五権が存在する。人民は主権を担う者(*el depositario*)であり、人民権力を通じてそれを直接行使する。人民権力は投票や選挙によって選出されるものではない」と人民権力を定義している。チャベス大統領は、人民権力を結局「第六権」と制度化することはなかったものの、同権力が五権を横断する至高の権力であると別の機会に説明している。第136条によると、人民権力は、地域住民委員会、労働者委員会、農民委員会、学生委員会と呼ばれる組織から構成される。ただし、現段階で法的基盤を有する組織は地域住民委員会のみで、5月27日のRCTV局放送停止問題を受けて決起した学生運動に対抗して、学生委員会設置に向けた大統領諮問委員会が設置されたばかりである⁽²⁾。

チャベス大統領の意図する参加型民主主義の強化に向けた憲法改正は、地域住民委員会強化を通じたコミュニティ住民の自治権拡大、地方自治体の再編、の2点に要約でき、上記改正案にも、第158条、第184条の改正として提起されている。同大統領は、1989年の地方分権化以降、住民参加と地方自治の深化を旗頭に台頭した地方自治体が、現在は「小さな共和国(*republicuita*)」のように振る舞っており、国家の統合性を侵犯していると批判している。そこでは各首長が有権者とパトロン・クライアント関係を結び、公職を餌にした政敵の抱き込み(コブテーション)、縁故主義(ネポティズム)により健全な地方行政を私物と化すとともに、地方分権化の名の下に民营化が進展したことにより教育、医療といった必要最低限の行政サービスが崩壊したと指摘した。このように、地方自治と政治参加の原則が地方レベルで蝕まれていく状況に対して、チャベス大統領は、基礎的行政サービスを地域住民委員会に委譲することを提案す

ると同時に、地方自治体諸機関に対するチェック機関としての役割を期待している。また、緊急的要望に迅速に対応可能なように、煩雑で非効率な地方自治体の担当局を経由することなく、決定とプロジェクト遂行が可能となる「地方交付金」の中央政府からの直接公布を提案している。

チャベス大統領は、1999年憲法制定の段階では、人民権力を憲法条項に加えるには時期尚早であったと振り返るとともに、この8年間で、学生、労働者、農民、「パリオ(貧困者居住区)」住民、そして市民といったセクターで革命意識の成熟が見られるようになったと述べ、社会主義導入に適した環境が育まれているとの判断から、これらセクターを人民権力として組織化していくと発言していた。また、この新たな「権力」が目指すのは、政府や伝統政党の意向にからめ取られることにより政治的自律性を剥奪され、多国籍企業の利益を代弁することにより資本主義的文化を浸透させてしまった既存の「ブルジョア市民社会」に代替し得る「もうひとつの市民社会」を形成することであると主張したのである⁽³⁾。

Ⅲ チャビスタ運動と市民社会

ベネズエラで「市民参加」という概念が問題となるのは、同国における代表制民主主義の制度疲労が顕在化する1980年代に入ってからであると言われている。知られるように、ベネズエラは、他のラテンアメリカ諸国が60～70年代に軍政や権威主義政権へと転換していくのを横目に、コスタリカ、コロンビア、あるいはメキシコといった国々と並んで、安定した民主体制が制度的には維持された国である。この民主主義を牽引したのが、1958年より開始される「ブント・フィホ」体制と呼ばれる二大政党制である。民主行動党(AD)、キ

リスト教社会党(COPEI)の二大政党は、1993年に至るまで交替しながら政権を担当し、国軍や教会の協力の下、労働組合、企業を取り込むコーポラティズムを展開し、潤沢な石油収入の分配を通して、これらアクターへの支配を及ぼすことにより、政治的安定を達成したのである。つまり、ここに国家の社会に対するパターンリスティックかつパトロン・クライアント的な関係が構築されたわけであるが、そこでは階級間の格差やその他の差異が過小評価され、調和に満ちた民主国家ベネズエラのイメージが形成されていく⁽⁴⁾。

ここで前提とされたのは、社会の意見を集約し、国家へと伝達する唯一のチャンネルがAD、COPEIという伝統政党であるという認識であるが、1980年代の世界的な石油価格の低下を受け、特に83年の対外債務危機以降、石油収入を媒介としてきた協調型民主主義は難局に直面し、非効率や汚職により国民の財産である石油収入を浪費する政党への信頼は失墜した。さらに89年の第二次ペレス政権の組閣とネオリベリズム政策の導入は、同年2月27日に勃発する民衆暴動「カラカソ」の引き金となり、「ブント・フィホ」体制下で隠蔽されてきた階級間対立を顕在化させた。同時に、代表制民主主義がエスニシティ、ジェンダーといったアイデンティティ・ベースの差異や階級格差を解消しないことが認識され、政党を経由しない経路でこれらの諸権利を実現していく可能性が模索されるようになったのである。

近隣のラテンアメリカ諸国で市民社会の概念が権威主義政権へのアンチテーゼとして登場したのに対し、その間民主主義が持続したベネズエラでは、主として政党批判が市民社会登場の契機となった。「パルティドクラシア(partidocracia)」と呼ばれる政党を中心とする「協調型」民主主義への不満を背景に、「民主主義の民主化」との使命を担

って台頭したのが市民社会であった。

もちろん、ベネズエラにも、独裁政権崩壊後の1960年代よりすでに市民社会組織と呼び得るグループが存在しただけでなく、イタリアのマルクス主義知識人であるグラムシ理論のベネズエラ導入に伴い、一部の運動家や知識人の間では「市民社会」という名称も使用されてきた。しかし、それがベネズエラにおいて言説化され、可視化されるのは、90年代に入ってからで、基本的に中産・上流階級の現状維持的な住民運動が自身を「市民社会」であると自己定義するようになってからであると言われている⁽⁵⁾。ペルー、ボリビア、エクアドルといったベネズエラ以外のアンデス諸国での「社会運動」が概して、先住民運動や農民運動を想起させるものであるのに対し、産油国の特性から急速な都市化を経験してきたベネズエラでは、きわめて都市的、中産階級的な一部の地域住民団体が「市民社会」を代表するものとして語られるようになる。

このような政党政治への批判を台頭の契機とする市民社会は、制憲議会を掲げ、既存の代表制民主主義の腐敗と排除を批判し、周辺化された民衆の政治参加拡大を旨とする参加型民主主義を主張する1998年大統領選挙時のチャベス候補とはイデオロギー的に親近性があった。しかし2001年になって、法律と同等の価値を持つ大統領令を交付する権限を大統領に与える授権法を通じて、農業・土地法や炭化水素法等、49の経済関連法が成立すると、既得権益の保護を優先する市民社会は、チャベス大統領に対する警戒心を高め、マスコミとともに攻撃的姿勢を強化していく。チャベス政権は、カルデラ政権から引き継いだ経済不況解決のため、2000年末まではオーソドックスな経済政策を展開し、「革命家を気取った新自由主義者」(ディック・パーカー)としての様相を見せたが、授権

法に見られる2001年からの急進化はそのイメージを払拭するものであった⁽⁶⁾。さらにこの後、ベネズエラ石油公社(PDVSA)、ベネズエラ労働者評議会(CTV)の人事への介入を契機とする2002年末からの石油ストは、こうした対立を決定的なものとする。

Ⅳ 地域住民委員会の可能性と問題点

1. 地域住民委員会の概要

1980年の経済危機を経て、民主主義と近代化に進化したプント・フィホ体制がたどり着いたのは、貧困の拡大と中産階級の没落であった。なかでもチャベス政権の中心的な支持層である「バリオ」の生活環境の悪化は著しいものがあつた。参加型民主主義を掲げ、下からの民衆政治参加を主張するチャベス政権の諸政策の中でも、とりわけ注目を集めているのが地域住民委員会で、同委員会はこうした貧困セクターのベーシック・ヒューマン・ニーズ(BHN)を、居住者自身の参加を得つつ充足していくことをその目的としている。チャベス大統領は、学生、労働者、農民、貧困者居住区住民といったセクターを人民権力として組織化するため、地域住民委員会に並ぶ、「学生委員会」、「労働者委員会」、「農民委員会」その他の設立を目指している。

地域住民委員会は、2006年4月7日に国会で可決され、同10日官報掲載により発効した「地域住民委員会法」に基づく法人格を有する組織である。同法第2条では、地域住民委員会が、参加型民主主義の枠組みにおいて、種々のコミュニティ組織や社会団体の参加、連携および統合を図る組織であり、各共同体のニーズに対応しつつ、平等、公平、社会正義構築を目指す旨記載されている。

委員会は、都市部においては200～400家族、農

村部では20家族、先住民居住区では10家族を目安に構成され(同法第4条)、教育、医療、住宅・インフラ問題解決といったコミュニティのBHNに対応するとともに、文化行事やレクリエーション活動の提供あるいは、道徳・愛国教育の実施等、それ自体が教育的存在意義を有するとともに、時には治安維持活動や、不正取引や便乗値上げの監視等といった社会経済的側面にも関与する。こうしたさまざまな議題が、15歳以上の住民より構成され、週末等開催される「市民会議」(第6条)で議論、決定されるが、その前段階として下位機関に当たる衛生、教育、土地、住居といった個別委員会で具体的な問題事項が取り上げられる(第9条)。

報道などによりまちまちであるが、現在こうした委員会が全国で2万程度設置されるに至っている。予算はその大半が地域住民委員会法第25条に基づき、地方自治体を經由することなく各委員会へ直接公布されるが、チャベス大統領は、憲法改正後は、国家予算の5%を地域住民委員会に充てると発言している⁽⁷⁾。また2007年8月2日には、地方自治体の機能を地域住民委員会に移管していくと宣言し、共同体が電気、水道、ガス、ゴミ収集といった基礎的な行政サービスを遂行可能な資金を授与すると発言した。また、上記予算外で、国内各地域の地域住民委員会より要請のあつた6000のプロジェクトに対し、1兆8000億ボリーバル(約8億4000万ドル)の資金を授与した。

地域住民委員会法成立から1年半が過ぎようとしているが、同委員会は今日急速な制度化を見せている。チャベス大統領にとって、地域住民委員会プロジェクトは、官僚主義と汚職から離れた民衆の直接政治参加の場であり、正義と公正に下支えされた下からの地方自治は、社会主義国家建設に不可欠な「第4次共和制」的国家制度の駆逐の

最重要拠点なのである⁽⁸⁾。無論、莫大な資金還流が見られるなか、同委員会をめぐる公金流用や非効率をはじめとするさまざまな問題点が日々報道されるに至っていることも事実である。

2. 地域住民委員会の問題点

地域住民委員会は、政府にとって参加型民主主義の象徴であり、貧困者対策の社会プログラムである「ミッション」、あるいはベネズエラ型社会主義経済のシンボルである共同組合関係者等とともに、しばしば公的行事に動員される。チャベス大統領自身がパーソナリティを務める毎週日曜日のテレビ・ラジオ番組「アロー・プレシデンテ」でも、地域住民委員会関係者が必ずといってよいほど登場し、貧困層の社会的包摂を唱えるチャベス大統領に感謝を述べる姿が日常的となった。その他の政府関係行事においても今や地域住民委員会が当該コミュニティの民衆動員のための手段として利用されている感は否めず、政府・政党からの自律性が疑問視されるようになってきている。同委員会が「人民権力大統領委員会」に直接登録されている点が、こうした中央からの動員を可能としている。

地域住民委員会は、それぞれ住民銀行と呼ばれる融資機関を有しており、各コミュニティのプロジェクト策定に基づき、政府から3000万ボリーバル(1万4000ドル)を上限とする融資を受けられる。しかし、「民衆動員」のための委員会という見地に立つならば、動員を拒むコミュニティ、言うならばチャベス支持者ではないコミュニティの策定するプロジェクトに対する融資が政治的差別抜きに実施されるかどうか疑問視されている⁽⁹⁾。また、政府は、委員会関係者の予備役登録を推奨し、国軍との軍事演習を敢行するとともに、コミュニティにおける法律違反等の監視装置としての役割

も期待していることから、しばしばキューバの「革命防衛委員会」同様、コミュニティにおける反政府活動に対する監視と革命防衛に向けた政治動員の様相を強めているとも指摘される。大統領府にその本部を有し、従来コミュニティにおけるイデオロギー強化、民衆動員、あるいは監視機能を果たしてきたとされるポリバリアン・サークルが事実上消滅の過程にあるなか、それに代替する役割を地域住民委員会が果たすとの見方も強い。

そしてなによりも強調されるべきは、委員会そのものよりも、それをとりまく環境の未整備である。昨今のベネズエラにおける政府公開情報の欠如はつとに指摘されるところであるが、とりわけ公共政策に関する情報の欠如が地域住民委員会のような草の根レベルで実施される組織の構成員にさまざまな誤解を生み出しているという点がある。そもそも将来的に基礎的の地方行政サービスを代行するとされる委員会の中にも本来の委員会の使命に関する不理解が見られる。また、地方行政に代替するような高度なプランニング能力はどこに担保されているのであろうか。地方行政組織から長らく排除と嫌がらせの対象とされてきた、高等教育の保証もない貧困者がどの程度のコミュニティ開発計画を提示していけるかは未知数であるし、参加者に対する教育・育成プロセスが進行しているとの話もない⁽¹⁰⁾。

そうなると、しばしば起こるのは政府有力者に強いコネを持つコミュニティの知識人等が参加型民主主義を等閑視し、一元的に決定の権限を占有するという問題である。このことは翻って、中央政府に都合のよいコミュニティ開発計画がトップダウン、ポピュリズムのスタイルをとって遂行される可能性を排除できない。仕事や育児といった自らの生活のリズムを抱えながら委員会の会合に出席することは容易ではなく、参加の原則がおる

そかになれば、プロジェクトの策定をこうした「専門家」に委譲してしまう可能性は高い。

V 「人民」とは誰か

ベネズエラにおける市民社会の成立が都市中産階級の住民組織により開始されたことはすでに触れた。「近隣住民委員会(Asociación de Vecinos)」は、1976年をピークに都市中産階級のコミュニティで発展し、非営利主義、政治的な自律性、高度な専門性や機動性をベネズエラで初めて獲得した「市民社会」の代表例として言及されるに至り、当該地域行政機関への圧力団体としてその知名度を拡大してきた⁽¹¹⁾。第一次ペレス政権下の79年3月成立の市体制組織法では、同委員会は法的組織として記述されるに至る。

近隣住民委員会は、トップダウン型で官僚主義的な代表制民主主義の弱点を早くから指摘し、参加型民主主義を主張するとともに、署名活動を通じて、1989年に制定される地方自治体首長の公選制を含む地方分権化法実現の中心的役割を果たした。しかし、80年代半ばには、伝統政党が票田としての都市中産階級居住区に影響力を及ぼすために、近隣住民委員会への政治的介入を開始する。それ故、同委員会は今日、経団連(Fedecámaras)、CTVと並んで、強く伝統政党に取り込まれた組織と認識されるようになっている。チャベス政権主導の地域住民委員会は、近隣住民委員会の駆逐に向けて設立されたとの側面も強調されており、「もうひとつの市民社会」もその政治性を免れないとの批判は妥当であると言える。

チャベス大統領は、貧困地区居住者、非正規労働者等を地域住民委員会に組み込むことにより、その政治参加と自治の強化を進めている。無論、その事実自体はこれらのセクターが政治参加の主体

としてあることを否定されてきたベネズエラの歴史を勘案するならば肯定的に評価されるべきである。しかし、こうしたセクターの体現する「人民(pueblo)」アイデンティティが、ブルジョア的「市民社会」に対立するアイデンティティと措定され、両者間での他者のステレオタイプ化、およびそれに依拠する排除や差別こそが相互のアイデンティティ形成に貢献しているとの指摘もある。

チャベス大統領が一般聴衆に語りかける際に、使用する「人民」の用語は、「国民(nación)」一般ではなく、オリガルキー支配下の政治社会に浸潤された市民社会に対立する概念であり、第4次共和制下で周辺化されてきた貧困層のエンパワメントを意識した用語である。今日、この「人民」概念は、「革命家(revolucionario)」、「主権を有した者(soberano)」と同様に「チャビスタ」の代名詞として使われる⁽¹²⁾。こうしてみると、「人民権力」や「地域住民委員会」のよって立つ「人民」なる概念が、今日のベネズエラ社会の厳しい政治対立に基づく排他的な主体形成を反映したものであることに気づかされる。貧困層の政治参加を称揚すること事態はなんら問題ないが、このように社会主義革命に賛同する特定セクターのみが「人民」として政府からの補助金の対象となることは、政治的な逆差別を意味し、コミュニティ間での緊張感を促進することになることも否定できないのである。

おわりに

地域住民委員会という緒に就いたばかりの参加型民主主義の実験を過小評価することは正当ではないし、概して反政府的傾向を有する主要報道機関が成功例を報じることがないとの現状も理解しなければならない。しかし、上で触れた1980年代

の「近隣住民委員会」の事例のように、ベネズエラの市民社会は常に政治社会からの介入との戦いの歴史であったことをここで再度主張することは、地域住民委員会の将来を考えるに際し、無意味なことではないだろう。参加者のプランニング能力に関しては、地方行政や住民運動の経験者をアドバイザーとして登用することにより克服することも十分可能であるが、参加型民主主義の参加の主体が予め政治的に決定されてしまっている現状では、地域住民委員会が真にベネズエラ社会の抱える問題を解決し、本来的な意味での参加型民主主義を実現することは困難である。これはチャベス政権下でとりわけ顕著となった政治・社会対立を助長するだけでなく、支持者(チャビスタ)に対する資金援助に依存するポピュリズムととらえられても仕方がないと言える。

チャベス大統領が地方自治体に関して共和国内に乱立する「小さな共和国群」と言及したことは、相対的に自律性を維持していたPDVSAを「国家の中の国家」として批判し、その人事に介入することを通じて「赤いPDVSA」を実現した手法を髣髴とさせるものであり、地方自治体の権限縮小と中央集権化への欲望をそこに見出すことは困難ではない⁽¹³⁾。また、地域住民委員会に代表される「人民権力」が、学生、労働者、農民といったセクターのコントロールに向けられている点も特徴的である。報道統制をはじめ、チャベス政権の市民社会に対する影響力の行使はここに来て顕著になっており、「人民権力」が「ブルジョア市民社会」を牽制するためのツールとして立案されたこととも可能である。

社会主義は民主主義と並存可能であるというのがチャベス大統領の主張であるが、見てきたような政治参加の主体の「政治性」は、支持者におもねるポピュリズムとチャベス大統領のカリスマ依

存の中央集権体制へと陥る可能性も包含している。ベネズエラに健全なる市民社会と民主主義が実現されるために、地域住民委員会に残された課題は多い。

〔付記〕

現在、憲法改正案の審議が進行中であるが、国会はチャベス大統領提出の改正原案33条に、さらに36条を加えた計69条を改正案として承認予定である(10月30日現在)

本稿における見解は個人的なものであり、外務省ならびに在ベネズエラ日本大使館の見解を代表するものではない。

注

- (1) *Discurso del presidente Chávez en el Foro Social Mundial, Rio Grande do Sul*, 30 de enero de 2005, Ministerio de Comunicación e Información, p.26.
- (2) 民放RCTV局放送停止問題とは、2007年5月27日をもって反政府的報道を行ってきた同局が国家電気通信委員会(CONATEL)とのコンセッション契約期限が切れたとの理由で放送を打ち切れ、代わって政府100%出資の公共放送TEVES局の放送が開始された件で、政府側があくまで契約期限の終了を理由とする法的なものであると説明しているのに対し、RCTV側は、政府決定が反政府メディアに対する政治的迫害であると批判している。
- (3) “1999 no era momento de crear el poder popular,” *Últimas Noticias*, 4 de agosto de 2007, および “Chávez: Poder Popular es la nueva sociedad civil,” *Agencia Bolivariana de Noticias*, 19 de agosto de 2007を参照。
- (4) Moises Naim and Ramon Piñango(eds.) *El Caso Venezuela: Una Ilusión de Armonía*, IESA, 1984を参照。
- (5) Andrés Cañizález, “Sociedad civil, medios y política en Venezuela: Una mirada a su interacción,” in Daniel Mato(coord.) *Políticas de*

ciudadanía y sociedad civil en tiempos de globalización, Universidad Central de Venezuela, 2004.

- (6) Dick Parker, "Chávez and the Search for an Alternative to Neoliberalism," *Latin American Perspectives*, No. 32, 2005, pp. 40-43.
- (7) "Presidente Chávez propone destinar 5% del presupuesto para consejos comunales," *Agencia Bolivariana de Noticias*, 26 de agosto de 2007.
- (8) 第4次共和制とは、南米解放の英雄シモン・ボリバルが失脚する1830年からチャベス政権の発足する1999年までを指している。
- (9) "Propuesta crea un poder popular sometido a la voluntad de Chávez," *El Universal*, 18 de agosto de 2007. 貧困者の地方行政サービスからの排除等をめぐるラテンアメリカの「社会的権威主義」の現状については、狐崎知巳「公共的空間と市民社会の創造」(松下洋他編『全面改訂版ラテンアメリカ政治と社会』新評論, 2004年)219ページを参照されたい。
- (10) Margarita López Maya, "Consejos comunales," *Últimas Noticias*, 4 de febrero de 2007, このほか、Herbert Koeneke R., "Las ciudades federales y otros motores de la nueva etapa revolucionaria," *VenEconomía Mensual*, Vol.24, No.4, 2007の議論が有益である。
- (11) 近隣住民委員会の代表的存在であるエリアス・サントナは、カラカスの近隣住民委員会は、基本

的に中産階級、上位中産階級により開始された「土地・物件所有者」の運動であると述べており、土地・物件に対する「攻撃」からの自衛が運動のルーツにあると発言している(Edgardo Lander, *Neoliberalismo, sociedad civil y democracia : Ensayos sobre América Latina y Venezuela*, Universidad Central de Venezuela, 1995, p.161)。このほか、ベネズエラにおける市民社会、社会運動の文脈から同委員会を分析したものととして、Luis Salamanca, *Obreros, movimiento social y democracia en Venezuela*, Universidad Central de Venezuela, 1998がある。

- (12) Yolanda Salas, "La revolución bolivariana" y "la sociedad civil" : La construcción de subjetividades nacionales en situación de conflicto," *Revista Venezolana de Economía y Ciencias Sociales*, Vol.10, Núm. 2, 2004. また、チャベス政権下におけるsoberanoの用法の具体的事例として、"El soberano se negó a oír la propuesta de opositores," *El Universal*, 21 de agosto de 2007がある。
- (13) 2006年、大統領選挙運動期間中にラミレス・エネルギー石油大臣(兼PDVSA総裁)が、PDVSA幹部職員に対する訓辞の中で、同社が「真っ赤」であると主張し、社会主義を「公約」とするチャベス大統領の支持を表明したとして選挙運動違反に問われた件に起因する。

(はやし・かずひろ / 在ベネズエラ日本大使館専門調査員)